

平成31年度 専門学校 倉敷ビューティーカレッジ 募集要項

岡山県高梁日新高等学校 通信課程(Wスクール生)

◆ 出願資格 岡山県高梁日新高等学校 ビューティー科 美容コースの出願者

◆ 出願書類 通信課程入学願書 < 受験料免除 >

《記入上の注意》

- ◎必ず志願者本人が記入して下さい。
- ◎黒インクのボールペンを使用し、楷書で丁寧に記入して下さい。
- ◎訂正箇所は、二重線(=)で消し、余白に正しいものを記入して下さい。
(修正液及び修正テープでの修正は不可)
- ◎※印以外の箇所を記入して下さい。
- ◎証明用写真1枚(縦4cm×横3cm)、正面、上半身、無帽、無背景、枠無しで中学校時の制服で3ヶ月以内に撮影。
裏面に氏名を記入し、願書に貼付けして下さい。
- ◎各 出願期間(締切日必着)に倉敷ビューティーカレッジに提出して下さい。

◆ 出願先 郵送の場合 〒710-0813 倉敷市寿町10-5
倉敷ビューティーカレッジ

※指定の封筒を使用していただくか、簡易書留で郵送して下さい。

持参の場合 祝日を除く火曜日～土曜日の午前9時～午後4時の間に
専門学校倉敷ビューティーカレッジ 1階受付へ持参して下さい。

◆ 入学試験について 岡山県高梁日新高等学校の入学試験と兼ねる。
可否については、岡山県高梁日新高等学校の可否に準ずる。

試験の日程

	選抜1期	選抜2期
出願期間 (締切日必着)	平成31年 1月16日(水) ～ 平成31年 1月18日(金)	平成31年 2月15日(金) ～ 平成31年 2月19日(火)
試験日	平成31年 1月31日(木)	平成31年 2月22日(金)
試験会場	岡山県高梁日新高等学校	
合格発表	平成31年 2月 6日(水)	平成31年 2月27日(水)

◆ 選考方法 面接、書類審査
※面接は、上記試験日程に岡山県高梁日新高等学校との合同面接とします。

◆ 入学手続き 合格通知が届き次第、平成31年3月22日(金)までに入学金及び実習用具代等の納入を完了して下さい。

◆ 学費等の概要

学年	納入時期	合格時費用 (入学金)	施設設備 整備費	授業料	実習費	合計
	合格通知後	180,000				180,000
1年	5月			45,000		45,000
	6月		25,000		30,000	55,000
	9月			45,000		45,000
	10月		25,000		30,000	55,000
	1年次計		50,000	90,000	60,000	200,000
2年	4月			45,000		45,000
	5月				30,000	30,000
	9月			45,000		45,000
	10月				30,000	30,000
	2年次計			90,000	60,000	150,000
3年	4月			45,000		45,000
	5月				30,000	30,000
	9月			45,000		45,000
	10月				30,000	30,000
	3年次計			90,000	60,000	150,000
卒業までの合計		180,000	50,000	270,000	180,000	680,000

- * 他に、実習用具代等で110,000円程度(入学時)、消耗品の経費、同窓会入会金(終身1万円)が必要です。なお、消耗品は、主にカットウイッグ、ペーパー、ローション等が必要ですが、数量には個人差があります。
- * 2年次に使用する実習用具代は、2年次の4月(4万円程度)に徴収します。
- * 授業料・実習費は6ヶ月分をまとめて徴収します。
- * 2年次以降の学費は、社会情勢に応じて、監督官庁の許可により変更することがあります。
- * 提出された書類及び納入された諸費用は、原則として返還しません。

◆ 授業内容

- ・通信授業(課題提出)
必修課題、選択課題については、日本理容美容教育センターに報告課題(レポート)を提出し、添削授業を受けます。なお、報告課題は一通でも未提出及び不合格の場合は、卒業できません。
- ・面接授業(スクーリング)
修業年限3年間で600時間以上の面接授業を、高梁日新高校と倉敷ビューティーカレッジで受けることになります。
また、7月及び8月、3月など高梁日新高校の長期休業中に、集中スクーリングを実施します。(各4日～5日程度)

◆ 特別特待制度

Wスクール生としての1年間を通じて、人物、成績共に優秀であり、美容の学習に積極的に取り組んだ生徒のうち、若干名を特別特待生として、倉敷ビューティーカレッジの2年次の授業料を半額又は全額免除する制度があります。(返済義務なし)

◆ 注意事項

- ・美容師法第3条第2項第1号(心身の障害により美容師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの)の規定により、美容師免許を取得できない場合があります。

